

議案第 5 6 号

筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
及び筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
及び筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年
条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表中

「

選挙長	日額	10,800円 ただし、選挙会事務にあつては、1 回につき 10,800円
-----	----	---

選挙立会人	1回の選挙会立会いにつき 8,900円	
開票管理者	1回の開票管理につき 10,800円	
開票立会人	1回の開票立会いにつき 8,900円	
投票所の投票管理者	日額	12,800円
投票所の投票立会人	日額	10,900円 ただし、投票立会い従事時間が6時間未満のものにあつては 5,450円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円 ただし、投票立会い従事時間が6時間未満のものにあつては 4,800円

を

「

選挙長	日額	12,200円 ただし、選挙会事務にあつては、1回につき 12,200円
選挙立会人	1回の選挙会立会いにつき 10,100円	
開票管理者	1回の開票管理につき 12,200円	
開票立会人	1回の開票立会いにつき 10,100円	
投票所の投票管理者	日額	14,500円
投票所の投票立会人	日額	12,400円 ただし、投票立会い従事時間が6時間未満のものにあつては 6,200円

に

期日前投票所の投票管理者	日額	12,800円
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円 ただし、投票立会い従事時間が6時間未満のものにあつては 5,450円

改める。

（筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正）

第2条 筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「541円を超えるときは、541円」を「586円を超えるときは、586円」に改める。

第9条中「7円73銭を超えるときは、7円73銭」を「8円38銭を超えるときは、8円38銭」に改める。

第10条第2号中「541円」を「586円」に改め、同条第3号中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。